11 /15/44/5/ 그 /1년 11	:- 就業基準 I (作業名 植木ツ定) 	1
作 業 名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	1 常に健康の管理維持に努めること。	
	2 安全第一に考え、安全作業に適したものを着用すること。	保護帽
	3 服装・履物等は、作業に適したものを着用すること。	作業服
	(1)作業服は、袖口の締まったものを着用すること。	滑り止め地下足袋
	(2)作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを着用すること。	手袋等
	(地下足袋、安全靴等)	丁秋 寸
	(3)保護帽は、必ず着用すること。	
	4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。	
	5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。	
	6 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。	
	7 重量物の運搬は、慎重に行うこと。	
	8 道具類の使用は、正しい使用法によること。	
	9 作業は基本的に複数人によることとし、共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。	
	10 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。	
脚立使用作業	1 脚立等は、丈夫な構造のものを使用すること。	
	2 脚立等には、開き止めが付いていること。	保護帽
	3 脚立等の設置は、脚立等の脚と水平面の角度が75度以上になるように立てること。	作業服
	4 脚立等は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実に掛けること。	滑り止め地下足袋
	5 脚立等上での作業は、二等辺三角形に体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理な姿	
	勢で作業をしないこと。	手袋
	6 脚立等を昇降する際には、手に道具類は持たないこと。また、飛び降りないこと。	安全带等
	7 作業中の脚立等周辺には、ハサミ、刃物類は放置しないこと。	
	8 樹皮の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。	
	9 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。	
	1 梯子、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。	
pr	2 梯子は、滑り止めのあるものを使用し、他の作業者に脚立を押えてもらうこと。	保護帽
	3 梯子は、地面との角度が75度以下になるように掛けることとし、梯子の上部は60cmぐらい	
	上方に出るようにすること。	作業服
	4 梯子を昇降する際は、手に道具類を持たないこと。また、飛び降りないこと。	滑り止め地下足袋
	5 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。	手袋
	6 道路での作業は、標識を設けること。	安全带等
	7 樹木に梯子を立て掛ける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。	
	8 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。	
	9 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。	
足場台使用の	1 足場台は、丈夫なものを使用し、手すりがあるものを使用すること。	保護帽
作業	2 足場台では、無理な姿勢で作業をしないこと。	作業服
		滑り止め地下足袋
		手袋
	1 地上より2m以上の樹上での作業をする場合は、保護帽(あごひもを必ず結ぶ)はもちろ	安全帯等
樹上での作業	1 地上より2回め上の樹上でが作業をする場合は、休護帽(めこのもを必ず結ぶがはもらう ん、安全帯を使用すること。	
	2 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮を持つ樹種での作業は、慎重に行うこと。	保護帽
	3 枝につかまったり体重をかけたりするときは、安全を確認し、枯れ枝等に注意すること。	作業服
	4 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全を確認すること。	滑り止め地下足袋
	5 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。	手袋
	6 直径10cm位の所を枝直径3分の1ほどノコギリで引き目を入れ、引き目より先端に向かっ	
	て5cmの所を切り落とす。その後、残部を平らに切り落とすこと。	安全帯等
	なお、この場合電線等に注意すること。	
刈込み作業	1 共同で、刈込み作業を行う場合は、刈込みバサミ、ヘッジトリマの刃先に十分注意すること。	保護帽
	また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。	作業服
	2 使用休止中の刈込みバサミは、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。	滑り止め地下足袋
	邪魔にならない所でかつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。	保護眼鏡
	////////////////////////////////////	保護マスク等
海柳 <i>炉</i> 光	1 海伽は『四周な目振込』元11、次熱ぶ谷」、 歴)を帰如を厚なみいいないは手に付きまし	
運搬作業	1 運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。	保護帽
	2 運搬経路の障害物は、取り除き、足場の良否を確認すること。	作業服
	3 トラックへの各種道具の積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと。	滑り止め地下足袋
		手袋等

作業名	E	安全保護具
作業一般	1 常に健康の管理維持に努めること。	
	特に、有機溶剤及び粉塵を吸い込むおそれがあるので、健康診断を受けるなど自発的	
	に健康管理に努めること。	/□ <i>>#</i> : ↓□
	2 安全第一に考え、安全作業に適したものを着用すること。	保護帽
	3 服装・履物等は、作業に適したものを着用すること。	作業服
	(1)作業服	滑り止め地下足袋
	・袖口の締まったものを着用すること。	手袋 防護マスク等
	・上着の裾は、いつもズボンの中に入れること。・上着は、突起物や大きなボタン等のないものとすること。	砂護マヘク寺
	・ズボンの裾は、いつも絞っておくこと。	
	(2)作業靴	
	・靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを着用すること。	
	また、底の厚いものを使用し、踏抜き、捻挫を防ぐこと。	
	なお、屋根や丸太上での作業には、地下足袋又はこれに準ずる履物を使用すること。	
	(3)保護帽 (3)保護帽	
	・保護帽は、正しく着用すること(高さ50~60cmで墜落、死亡した例がある)。	
	4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。	
	5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。	
	6 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。	
	7 工具類や機械は、正確、安全に取り扱い、作業すること。	
	8 引火性のもの等危険物を使用するので、喫煙は、作業場以外の所定の場所で行うこと。	
	なお、くわえタバコでの作業は、絶対にしないこと。	
	9 有機溶剤類の塗装には、換気に注意すること。	
	10 塗料・溶剤等が目の中に入った場合は、速やかに洗顔すること。	
	11 床面にこぼれた塗料及び溶剤等は、直ちにふき取ること。	
	12 作業後は、床面の清掃、後片付けを行うこと。	
塗り込み作業	13 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 1 被塗装物の中心に位置を取り、安定した姿勢で作業すること。	保護帽
室り込み作業	2 各種製品の塗り込み順序に従って、作業すること。	作業服
	3 各種塗料を塗布するときは、送風に配慮し、作業すること。	TF来加 滑り止め地下足袋
	4 必要に応じて換気すること。	手袋
	5 塗り込み作業中は、火気に注意すること。	防護マスク等
表面処理•剥離	1 表面処理剤・剥離剤を使用して作業するときは、手袋、前掛け、長靴を着用すること。	保護帽
作業	2 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに清水で十分に洗うこと。	作業服
	3 剥離作業を行う場合は、防塵マスク、防護メガネを着用すること。	滑り止め地下足袋
	4 道路での作業は、標識を設けること。	手袋
	日前でグルド来は、小臓で取りること。	防護マスク
		防塵眼鏡等
足場台使用の	1 足場台は、丈夫なものを使用し、手すりがあるものを使用すること。	保護帽
作業	2 足場台では、無理な姿勢で作業をしないこと。	作業服
		滑り止め地下足袋
		手袋
		安全帯等
脚立使用作業	1 作業床が固定されているか確認すること。	2 1 114 14
	2 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。	保護帽
	3 安全帯及び保護帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。	作業服
	4 作業に適する服装をすること。	滑り止め地下足袋
	5 作業中は、必要以外は話をしないこと。	手袋
	6 工具類を落とさないよう注意すること。	安全帯等
	7 作業をしている下では、作業を行わないこと。	
	8 樹皮の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。	
	9 足場は丈夫なものを使用し、たわみが大きくならないものを使用すること。	
	10 足場板(アルミ合金)は、傷、腐食等がない丈夫なものを使用すること。また、必ず低所で	
	試し乗りをすること。	

作業別安全・適正就業基準Ⅱ (作業名 塗装)

作 業 名	安	全	作	業	の	ポ	イ	ン	١	安全保護具			
	11 梯子												
	(1)幅30cmJ	(1)幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。											
	(2)滑り止め	(2)滑り止めのあるものを使用し、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。											
	(3)平面に対	(3)平面に対して75度以下に掛けることを原則とする。											
	(4)飛び降り	(4)飛び降りないこと。											
	(5)梯子上で	(5)梯子上では、無理な体勢で作業をしないこと。											
	12 安全帽												
	(1)2m以下(の作業では	あって作業	業床が設け	けられない	ときに使月	用すること						
	(2)安全帯の	(2)安全帯の指示点は、頭上になるよう設けること。											
	(3)作業床が、幅40cm以下の場所では使用すること。												
	(4)作業床が	(4)作業床があっても、手すりがない場所では使用すること。											
	(5)安全帯の	(5)安全帯のロープの長さは、できるだけ短くして使用すること。											
	(6)安全帯は	は、いつもき	きちんと綺	がること。									
コンプレッサー の使用	必ずベルト	カバーを付	け、移動	するときん	ま、電動機	が停止後	に行うこ	L _o					

	E就業基準Ⅲ (作業名 除草)	
作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	1 常に健康の管理維持に努めること。	
	2 安全第一に考え、安全作業に適したものを着用すること。	保護帽
	3 服装・履物等は、作業に適したものを着用すること。	作業服
	(1)作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らないよう袖口の締まったものを選ぶこと。	滑り止め地下足袋
	(2)作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを着用すること。	手袋等
	(3)作業帽は、必ず着用すること。	
	(4)手袋(防振手袋等)を必ず着用すること。	
	4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。	
	5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。	
	6 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。	
	7 斜面での作業は、滑りやすいので、斜面の下方向に向かって刈り進まない。ロープを 張る、足場を作るなど十分注意すること。	
	まる、た物を作るなど下が任息すること。 8 重量物の運搬は、慎重に行うこと。	
	9 道具類の使用は、正しい使用法によること。	
	· — · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	10 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。	
	11 長時間の作業は避けること。	
	12 雨天時の作業は避けること。	
	13 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。	
炎天下での作業	1 日よけ帽を必ず着用すること。	
	2 光化学スモッグに十分注意し、注意報が出たら、作業を行わないこと。	日よけ帽等
	3 水分の補給は十分にすること。	
手作業	1 作業現場の状況確認を十分に行うこと。	
	(1)ガラスの破片、釘等に注意すること。	保護帽
	(2)蜂の巣、蛇、害虫等に注意すること。	作業服
	(3)作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること。	滑り止め地下足袋
	2 鎌、刈込バサミ等を使っての作業では、安全第一を心掛けること。	手袋
	(1)腰を落とし、正しい姿勢で使用すること。	保護眼鏡等
	(2)共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。	
	 (3)使用休止中の鎌は、立て掛けたり刃先を上向きにしたりしないようにすること。	
	邪魔にならない所でかつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。	
刈払い機作業	1 使用前に必ず点検すること。	
	(1)ネジの緩みはないか。	保護帽
	(2)作業に適した刃が付いているかどうか。	作業服
	(3)刃先にひび割れ、めくれ、曲がり等の異常がないか点検し、異常がある場合は使用	
	しないこと。また、予備の刃を持参して適宜交換するなど、常に最良の状態で使用すること。	滑り止め地下足袋
	2 安全ガードは必ず取り付けること。	手袋
	3 保護眼鏡を着用すること。	保護眼鏡等
	4 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。	
1	特に、小石には十分注意すること。	
	5 刈払い機の操作時間は、1日2時間以内とし、一連続操作時間はおおむね30分以内とし、一連続作業時間の後、5分以上の休止時間を設けること。	
	6 作業中は、半径10m以内に他の人を近付けないこと。	
	7 雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。	
	8 ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。	
	9 運搬及び格納時には回転刃には保護カバーをつけること。	
	10 刈払い機は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。	
	10 列46 (機は、運転を必り止め) (がら、掃除、任油、修理、怠快を行うこと。 1 使用に当たっては、薬剤容器の表示事項等に従って、安全かつ適正な使用をすること。	
	1 使用に当たっては、楽剤谷益の衣小事項寺に使って、女主がつ適正な使用をすること。 2 散布に当たっては、必ずゴム手袋、保護マスク等を使用し、扱いには十分注意すること。	保護帽
小组増わゆ書か		
小規模な除草作 業及び消毒作業		作業服
一	3 飲用に当たりでは、風円さに十分任息すること。	滑り止め地下足袋
	4 散布に当たっては、作業現場に人が近づかないよう十分注意するとともに、周辺の住民、 通行人、家畜等にも配慮すること。	手袋
	週行人、豕留寺にも配慮すること。 特に、住宅に隣接する場所での散布は、慎重に行うこと。	ゴム手袋
	5 水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に際しては、十分注意すること。	保護眼鏡
	6 余った薬剤の処理には十分注意すること。 11	保護マスク等

作業別安全・適正就業基準Ⅲ (作業名 除草)

作	業	名	安	全	作	業	の	ポ	イ	ン	<u>۲</u>	安全保	! 護 具		
			7 夏場の作	7 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間帯に行うこと。											
			8 作業後は	8 作業後は、全身を石鹸でよく洗い、作業時間中は、衣服を毎日取り替えること。											
			9 めまいやほ	めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、すぐに医師の診察を受けること。											
			10 後始末を	10 後始末を確実に行うこと。											
運搬作	作業 1 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎 重に行うこと。								保護帽						
			2 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。									作業服			
			3 トラックへの各種道具の積み下ろしは、荷崩れが起きないよう、注意して行うこと。									滑り止め北	也下足袋		
			また、荷台の作業では、保護帽を着用すること。												